

令和7年度第3回東大阪市都市計画公聴会の

公述人の意見に対する東大阪市の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回決定しようとする都市計画に関するものに対しての東大阪市の考え方は、次のとおりです。

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する東大阪市の考え方
1	既存斎場が抱える老朽化の進行や増加する火葬需要への対応等の課題を解決するために東大阪市斎場整備基本構想と東大阪市新斎苑整備基本構想について5つの斎場を集約し新火葬場を建設する方針としている。この計画の令和4年から令和7年9月7日、8日までの説明会には地元住民、元町1丁目2丁目は第1回目から参加している。健康部の整備室担当官や事務局からの説明では「新斎苑建設用地（布市3丁目、中石切6丁目）は建設用地の案としているもので決定ではない。」と毎回話されていた。令和7年9月7日、8日の会議で都市計画室と健康部の説明を聞くと、市役所内では素案として既に布市、中石切に決めているように感じた。他の参加者も同様に感じておられたようだ。7日8日の市役所会議室では都市計画室から「まだこの用地は決定ではない。」と話された。なぜ今までの説明会に都市計画室も同席されなかったのかと思っている。私は市議会議員さんから「90%布市、中石切に決まっている。」と聞いた。素案であるが決定になると思われるとの返事があった。私は火葬場の建設には反対であるが、市の現状を知っているので協力はするが、要望として元町を良い環境にしてほしいと願っている。元町地区は100年前から変わらない地域で、農地のままで道路が無く、近年住宅開発が進むにつれて車や人が狭い市道に集まり危険である。火災等が発生すれば、消火作業が困難になり、狭い道に車が多く出入りして子どもたちの通学や住民の通行に障害が発生している。都市計画室、健康部、市役所各部局には元町の現状を理解し改善に協力いただきたい。 この間、大阪生駒線でも交通事故があり、信号もつけて欲しいと警察にも依頼しているが、予算の関係なのか、なかなか前に進んでいない。将来子供も増えてきて、通学も困難になってくる。外環を越えていく狭い道もあるので、何と	令和5年から令和6年までに開催された住民説明会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、令和7年2月に東大阪市斎場整備基本構想（改訂版）および東大阪市新斎苑整備基本構想を策定し、同月開催の庁議において、本市住民に一部反対意見は残るものの、一定の理解が進んできたと判断し、市として位置を決定しました。 その後、施設を建築するには都市計画での位置及び区域を定める必要があることから都市計画素案を作成し、令和7年9月7日、8日に都市計画素案の説明会を開催したところです。 元町地区の要望に関しては、関係部局と共有させていただきます。

	かこれからの子供たちのためにも、住宅環境を、都市環境を変えてもらいたい。なんとか道を広げてくれ、ということで、農業団体にも話をしている。農業用水路は、昔の農業委員会が管轄であったが、今は河川課が担当されている。川さえ、暗渠で埋めてしまえば、広い道がとれる。車も十分通れるし、児童もゆっくりといけると思う。その辺をよろしく願いたい。	
2	東大阪市火葬場を新設されるのは社会的な状況からみても、結構なことかと思えます。但し、東大阪市布市町3丁目・中石切町6丁目地内に新設されることを下記の理由をもって断固として反対します。 ①説明会5回 ワークショップ2回実施されてきた。東大阪市新斎苑整備基本計画審議会議事録では一部の近隣住人の反対はあるが、自治会においては「森のような・美術館のような施設なら受け入れる」とも記されている。東大阪市は概ね理解を得られたと解釈しているのではないか。これから見ても反対住人の意見を無視し強行していると思える。また近隣の工場にも丁寧に説明すべきではないか。上記より、自治会においては、「森のような美術館のような施設なら受け入れる」と記載されているが、私は布市自治会の一員でもあり、この計画についての真偽はなく、しかも、合議制であるべきことから、この発言は有るはずがない。どこの自治会の発言かも問いたい。計画を速やかに実行したいために、あたかも自治会が了解している旨、議事録に記載しているとすれば、これは問題である。また、近隣の工場・企業にも、当初から説明会案内をしていたのかも極めて疑問である。	①令和5年から令和6年までに計10回の住民説明会等を開催し、地元住民および建設候補地から約100m以内の事業所を対象として、ポスティング・郵送にて開催案内をさせていただきました。 これらの住民説明会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、令和7年2月に東大阪市斎場整備基本構想（改訂版）および東大阪市新斎苑整備基本構想を策定し、同月開催の庁議において、本市住民に一部反対意見は残るものの、一定の理解が進んできたと判断し、市として位置を決定しました。 東大阪市新斎苑整備基本計画審議会は、新斎苑の今後の事業化に向けた基本的な要件を示すことを目的にしたもので、本都市計画案を作成するための審議会ではございません。そのため、本都市計画案は東大阪市新斎苑整備基本計画審議会での議論を受けて作成したものではありませんが、東大阪市新斎苑整備基本計画審議会の事務局である健康部新斎苑整備課に確認したところ、令和7年4月18日に開催された第1回審議会議事要旨において「自治会に対して、森のような・美術館のような施設ができると説明している。そのような施設であれば受け入れるという方もいれば、それでも反対とおっしゃる方もいるが。イメージが異なるものが整備されないようにして欲しい。」という記載は確認できました。

②新斎苑とあるので、火葬場を含めた葬儀場とも解釈できる。そうであれば火葬目的の車両以外に多くの交通量を危惧し近隣の交通に影響が出て事故などの懸念もある。 周辺の道路は工場・企業が多く、大型トラックなど多くの通行がある。それに加え、絶え間なく、火葬目的の車両や葬儀目的の車両が往来するため、障害の発生を危惧する。 ③斎苑と聞こえの良い表現ではあるが、火葬場は人体の処理場そのものであるであり昔も今もそのイメージは同じである。この地で絶えず処理されていると思えば耐え難い。東大阪市新斎苑整備基本計画審議会議事録には「既存の火葬場では周辺に住宅が立ち並んでいる」とあるが、昔は住宅に離れた場所にあるのが普通であり後に住宅が来たものである。 奈良市のように多くの自治体では新設の火葬場は住宅に程遠い山中などの地域に新設されている。東大阪市もそのようにすべきである。一日2遺体の荼毘、焼却炉が12基と聞くと、1ヶ月当たり720遺体の荼毘、年間で8640遺体の荼毘となる。この数から見ても耐え難いものは当たり前である。また、議事録は、あたかも近隣住宅に影響はないようなイメージをもたらすような記事となっている。誰もがストレスの感じない、計画地の選定をすべきである。また、少なくとも計画地の100m以内には住宅はないと記載されているが、工業・企業は、多くある。何かと言えば、条例の100m以内という言葉で片付けられている。これで丁寧な対応といえるのか。 ④イメージが影響を及ぼし不動産価値の下落を懸念する。 近隣住人は計画地周辺に何らかの不動産を持ち、貸工場・貸倉庫などを運営し昔からの不動産を維持し納税義務を負い生計を立てているのが現状である。 設備投資をした借主もあり、移転を躊躇して	②本計画は、「東大阪市火葬場」に関する都市計画素案となっております。整備事業においては、葬儀場を整備する計画はございません。 ③火葬場の位置の選定については、令和7年2月に策定した東大阪市斎場整備基本構想（改訂版）および東大阪市新斎苑整備基本構想で選定条件を設定し、評価を行った上で当該位置を選定しています。 また、火葬場建設により発生する大気質・騒音・振動・悪臭について、生活環境影響調査を行い、いずれの項目においても生活環境が保全される結果となっております。 ④地価は、様々な要因で決まることから一概に火葬場が要因で地価が下がるとは言えないため、地価の変動があった場合における補償等の対応は考えておりません。 整備事業においては、敷地内の緑地整備や周辺整備等により良好な空間整備に努めてまいります。
--	--

	いる企業もある。家賃の下落に繋がると思える。 世間からの影響はないとは思えない。もし影響があるとすれば、市としてどのような対応をされるのか。 ⑤この地は、令和 7 年 3 月 21 日に形質変更時要届出区域 R6-8 に指定されている。特定有害物質の土壌であるが、この説明はされておらず、解除の見込みのないままこの計画を進められている。隣接の農業用水路への流れ込みで下流への農業に影響を懸念する。 人体の影響はないから、問題ないようなことを説明会時に発言されたが、土壌汚染は、事実である。問題があるからこそ、指定されているのではないか。また土壌改良されてからの計画であるべきではないか。	⑤形質変更時要届出区域は、汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域ですが、掘削等の土地の形質の変更を行う場合は、汚染の拡散を防止するため、都道府県知事等に事前に届出を行うとともに、施工方法について一定の基準を守る必要があります。施工の際は、各法令を遵守し、適切な措置を講じます。
3	私は、この火葬場が布市町内にできるということは、反対です。しかし、もし建設されるのであれば、この計画について意見をさせていただきます。 ①火葬場の区画区域について 主題の区域は布市し尿処理場跡地に建設計画をしている。しかし、その跡地のすべてを使うわけではなく一部分を無償で野球グラウンドとして貸し、計画区域が狭くなっている。又、区画が歪な形となっている。 火葬場の計画に当たり、市側からは斎場の持つネガティブなイメージを出来る限り払拭し、周辺住民の方々にも親しみを持っていただける優れた景観と人々が集える憩いの場を共有した形をコンセプトにされている。しかしながら、現状の計画案は人々が集える憩いの場は狭く、見せかけの様に思える。 そのため、火葬場の区画区域は野球グラウンドも含めた、野球グラウンドを無くした形で計画を変更していただきたい。 補足として私の思いとしては、この憩いの場は、日本の四季折々の代表的な花々を植樹していただき、開花を楽しみとする市民が集える場所にしていただきたい。	①区域は、人々が集える憩いの場を創出するための緑地や外構整備を考慮した上で設定しています。また、グラウンドは、現在も利用されているため、区域に含んでおりません。 憩いの場のご意見については、施設整備の検討の中で参考とさせていただきます。

	②火葬場の交通アクセスについて 火葬場の計画は１２炉を備えた施設である。 この事から来場する車の台数が多く見込まれ交通渋滞を招くと推察する。これは近隣住民に多大な迷惑を及ぼすことになる。対策として、旧国道１７０号線を経路としている近鉄バスの東花園から住道行きのバスを外環状線（現国道１７０号線）を通る経路へ変更していただきたいと思います。火葬場に停留所を作り、火葬場へのアクセスとなれば交通緩和が可能と予測します。 別案としてコミュニティバスでも可能と考えます。	②火葬場の建設により発生する交通量について、大阪外環状線からのアクセス経路となる石切陸橋北交差点が渋滞なく処理できるかについて、交通量調査を実施し、交差点の各地点交通容量比と交差点需要率を評価したところ、問題なく交通処理が可能であるとの結果となっております。 バス経路のご意見については、施設運営の検討の中で参考とさせていただきます。
--	---	---